

「京都」が成立したころ 一マチの姿と暮らしのありさまー

- ①漢籍に見える「京都」 ②記紀万葉のミヤコ ③政治都市から市民都市へ
④商品名道路の発生

京都市歴史資料館長・京都産業大学名誉教授 井上 满郎

漢語入詞典(中國上)

¹⁰【京都】(dū)京師，國都。《漢書》外戚傳下傳下外戚傳孝成許皇后曰：“著絕世於皇極，顯禍敗及京都。”唐白居易《琵琶行》序曰：“聽其音，鏗鏘然有京都聲。”鄭觀應《盛世平地税則》：“京都特設總稅務司。”楊朔《萬丈高樓》：“萬丈高樓，正對着渤海海峽，形成渤海海峽。”清錢大昕《廿二史考異·二國志一》：“黃初元年，京都有事於太廟。”晉史臣避景帝(司馬師)諱，稱京師爲京都。

大漢和辭典

〔京都〕⁹⁷トキョウ
●天子の都。京師。同に同し。
〔漢書外戚傳〕顯禍敗及京都。(魏志 文帝紀)任城王薨於京都。(學山錄)稱京師爲京都。始于司馬晉時。蓋景王譯師故晉人避之也。●京都府にある市。古の平安京。西京。●豊前國の郡名。

〔京都所司代〕⁹⁸トキョウソサイ
德幕府の職名。皇室に關する事務をとり京都伏見奈良の町奉行を監督し社寺を管理し訴訟を裁判した。京職。京兆尹。〔京都町奉行〕⁹⁹トキョウマチボウジ
江戸幕府の職制の。(柳營祕鑑四)京都町奉行人。

豐前國	京都府在	管八	正田萬一千一百餘東本町
頬六	六十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
申	萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
岐豆	一百一十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
伊上毛	一百一十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
毛美介	一百一十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
下毛	一百一十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
宇佐	一百一十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	
築城	一百一十萬九千八百一十八	額一千一百餘東本町	

日本古今圖書集成 上三十

十七年春 月戊戌朔己酉。幸子湯縣遊。于丹裳小野。時東望。之謂左。膳臣広国者、豊前國宮子郡少領也。藤原宮御宇天皇之代、慶雲年乙巳秋九月十五日庚申、広国忽死、逕之日、戌日申時、更甦之、而語之曰、(下略)

万葉集 一一五

從明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌

鞍上、絶糧屈力之日本國難歸、枯草凍水之時途中易憊、于時一國之内擔夫悉盡百姓之烟負駄無遺所輸貨米

右夫馬之用途國例有限而或寒月或農時、不隔月無欠旬鎮以運上但向京之程郊亭過於十舍、歸國之間雲巖阻於千里是以擔夫爛肩置悲於刃下、役駄傷蹄、舉痛於陸。山陰、南海道。依件行之。

日本古今圖書集成 上三十(ハーフ)

〔諸衛士仕丁等愁訴云。遠辭鄉國苦役京都。唯仰養丁之輸物。以充羈旅

之資用。而本國司稱依詔復徭。養物之數。二分減一。然則留國之民既蒙十日之復。上京之丁猶苦一年之役。凡在勞逸。彼此不同。望請依舊被給。太政官處分。宜加增養丁。滿例輸數。卽下知東海。東山。北

裁斷。以官物運送之外。遁非順夫駄等之責矣。

〔十一〕^{イハ}請被裁斷非舊例國雜色人并部内人民等差負夫馬。京都朝妻兩所令運送雜物事。

右夫馬之用途國例有限而或寒月或農時、不隔月無欠旬鎮以運上但向京之程郊亭過於十舍、歸國之間雲巖阻於千里是以擔夫爛肩置悲於刃下、役駄傷蹄、舉痛於

日本古今圖書集成 上三十(ハーフ)

〔釋云。內外謂京及諸國也。雖不巡行諸國而諸國人輻湊京都。又彈正以聞見事亦爲彈之故。諸國有非違者。仰國司令改。此所謂源清流清也。〕

沙彌西蜜誠惶誠恐謹言

〔請被殊蒙哀憐、聽歸京且遂木叉傳戒、且訪老母晨昏狀、

〔沙彌西蜜誠惶誠恐謹言〕¹¹〔一五七〕

言、

保元二年四月八日 沙彌西蜜

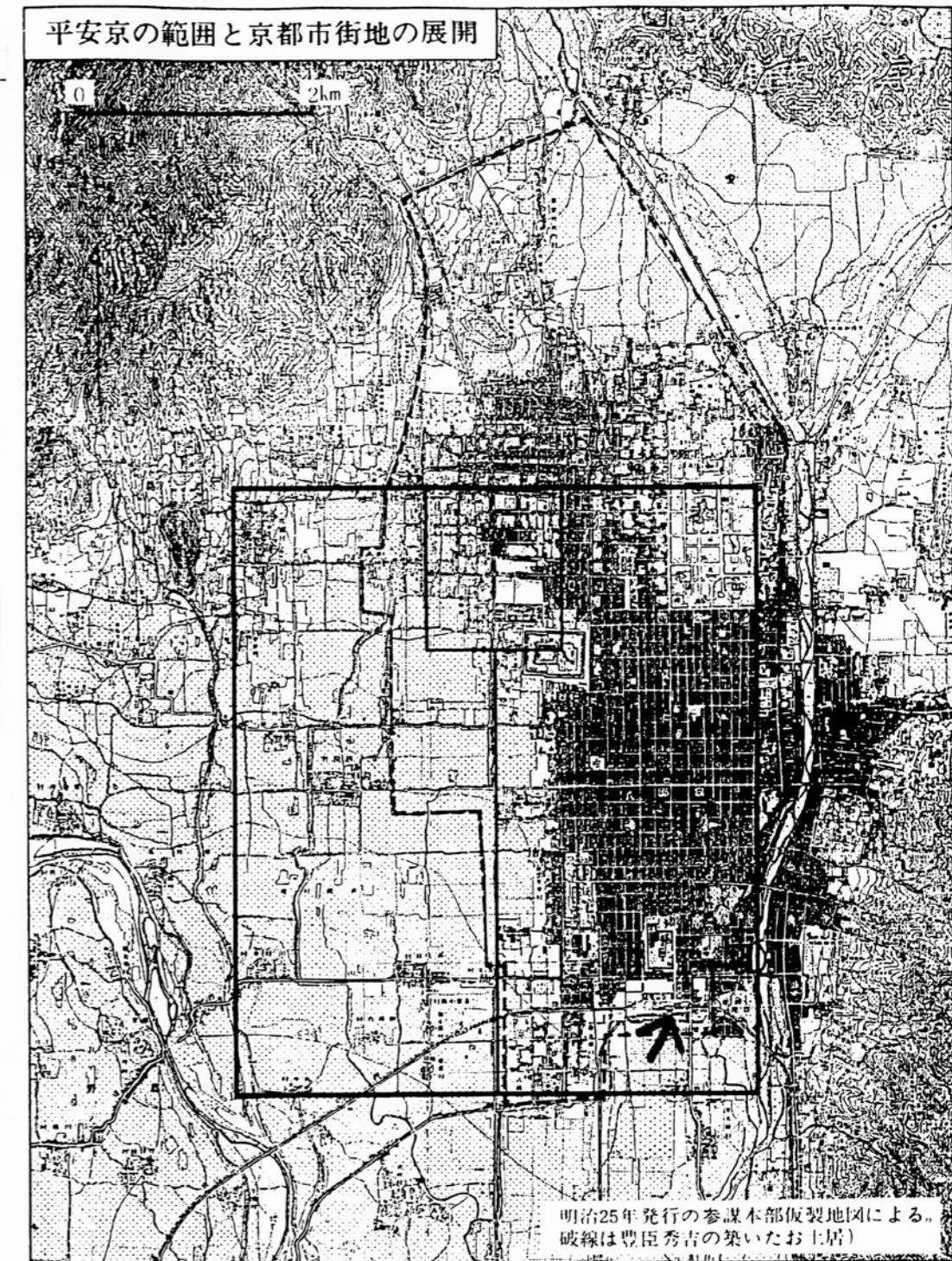
右西蜜坐事以降、離家之後、日月遂一廻、京都隔万里悲歎有餘、寤寐無斷、夫以冥科者先業也、不結悉於今世、玄渙者近例也、旁仰憐於當時、但出家入道之質朝無益、露筋染衣之身歸京有恥、雖然老母在洛、老罷之酬長絕木叉設壇沙彌之号難改、思此兩事、絕焦肝膽、爰西蜜在洛仕朝之首、奉公異他、勤節超倫、則是御即位之朝、專禮畢之奏、御元服之夕、忝理髮之役給之、深憑朝議之有許與也、望請天恩、被優近勞、聽歸京者、彌訪七旬之老母於晨昏、萌大業之木叉於南北矣、西蜜誠惶誠恐謹

破我品頗有文字不審、

權少僧都覺樹記

①近江石山寺 ②聖教番外 箱・九箱(卷一七)

右西蜜坐事以降、離家之後、日月遂一廻、京都隔万里悲歎有餘、寤寐無斷、夫以冥科者先業也、不結悉於今世、玄渙者近例也、旁仰憐於當時、但出家入道之質朝無益、露筋染衣之身歸京有恥、雖然老母在洛、老罷之酬長絕木叉設壇沙彌之号難改、思此兩事、絕焦肝膽、爰西蜜在洛仕朝之首、奉公異他、勤節超倫、則是御即位之朝、專禮畢之奏、御元服之夕、忝理髮之役給之、深憑朝議之有許與也、望請天恩、被優近勞、聽歸京者、彌訪七旬之老母於晨昏、萌大業之木叉於南北矣、西蜜誠惶誠恐謹



池亭記。慶滋保胤。九ハニ筆。

予二十餘年以来、東西の一京を歴く見るに、西京は人家漸くに稀らにして、殆に幽墟に幾し。人は去ること有りて來ること無く、屋は壞るること有りて造ること無し。其の移徙するに處無く、賤貧に憚ること無き者は是れ居り。或は幽隱に命を樂しう、當に山に入り田に歸るべき者は去らず。自ら財貨を蓄へ、奔營に心有るが若き者は、一日と雖も住む一こと得す。往年一つの東園有り。華堂朱戸、竹樹泉石、誠に是れ象外の勝地なり。主人事有りて左轉し、屋舍火有りて自らに焼く。其の門客のはず。子孫多しと雖も、永く住まはず。荊棘門を鏽し、狐狸穴に安むず。夫れ此の如きは、天の西京を亡すなり、人の罪に非ざること明らかなり。東京四條以北、乾良の一方は、人々貴賤と無く、多く群聚する所なり。高き家は門を比へ堂を連ね、少きき屋は壁を隔て簷を接ぬ。東隣に

火災有れば、西隣餘炎を免れず。南宅に盜賊有れば、北宅流矢を避り難し。南院は貧しく北院は富めり。富める者は未だ必にも徳有らず、貧しき者は亦猶し恥有り。又勢家に近づき微身を容る者は、屋破れたりと雖も葺くことを得ず、垣壊れたりと雖も築くことを得ず。樂有れど大きに口を開きて咲ふこと能はず、哀有れど高く聲を揚げて哭くこと能はず。進退懼有り、心神安からず。壁へば猶鳥雀の鷹鶲に近づくがごとし。何ぞ況むや初め第宅を置き、轉門戸を廣くするをや。小屋相并せられ、少人相訴ふる者多し。宛も子孫父母の國を去り、仙官人世の塵に謫さるるが如し。其の尤も甚だしき者は、或は狹き土を以ちて、一家の愚民を滅ぼすに至る。或は東河の畔にトひて、若し大水に遇ふときには、魚鼈と伍となり、或は北野の中に住まひて、若し苦旱有るときには、渴乏すと雖も水無し。彼の兩京の中に、空閑の地無きか。何ぞ其れ人心の強きこと甚だしきや。

いとおほくおひたる所あり。

此聖、困じて物いと欲しかりければ、道すがら、折て食ほどに、ぬしの男、出て見れば、いとたうとげなる聖の、かくすゞろに折食へば、あさましと思て、「いかに、かくは召すぞ」といふ。聖、「困じて苦しきまゝに食ふなり」といふ時に、「さらば、参りぬべくは、いまこそしも召さまほしからんほど召せ」といへば、十筋ばかり、むず／＼と折食ふ。このなぎは、「町斗ぞ植へたりけるに、かく食へば、いとあさましく、食はんやうも見まほしくて、「召しつべくは、いくらも召せ」といへば、「あな、たうと」とて、うちみぎり／＼、折りつゝ、町をさながら食ひつ。主の男、「あさましう、物食ひつべき聖かな」と思て、「しばしゐさせ給へ。物して召せん」とて、白米石

今は昔、清徳聖といふ聖のありけるが、母の死たりければ、ひつぎにうち入

て、たゞひとり、愛宕の山に持て行て、大なる石を四のすみに置きて、その上に、このひつぎをうち置きて、千手陀羅尼を片時休む時もなく、うち寝る事もせず、物も食はず、湯水も飲まで、声絶えもせず、誦したてまつりて、此ひつぎをめぐる事、二年に成ぬ。

その年の春、夢ともなく、うつゝともなく、ほのかに母の声にて、「此陀羅尼を、かく夜雇誦給へば、我ははやく男子となりて、天に生れにしかども、おなじくは仏になりて、告申さんとて、今までは告げ申さざりつるぞ。今は仏になりて、告申也」といふときこゆるとき、「さ思つる事なり。今ははやく成ぬらん」とて、とりいでて、そこにてやきて、骨とりあつめて、うづみて、上に石の率都婆などたてて、例のやうにして、京へいづる道に、西京になぎ

みんな見て、いでていぬ。

此男、いと浅ましと思て、これを人に語りけるを聞きつゝ、坊城の右の大殿に、人の語り参らせければ、「いかでか、さはあらん、心えぬ事かな。よびて、物食はせてみん」とおぼして、「結縁のために、物参させてみん」とて、呼ばせ給ければ、いみじげなる聖、あゆみ参る。そのしりに、餓鬼、畜生、とら、おほかみ、犬、からす、万の鳥獸共、千万とあゆみつゝきてきけるを、こと人の目に大かたえ見ず、たゞ聖ひとりとのみ見けるに、此おとゞ、見つけ給て、「さればこそ、いみじき聖にこそありけれ。めでたし」とおぼして、白米十石をおものにして、あたらしき筵、薦に折敷、桶、櫃などに入て、いく／＼と置いて、食はせさせ給ければ、しりにたちたる物どもに食はすれば、あつまりて、

手をさゝげて、みな食ひつ。聖はつゆ食はで、悦ていでぬ。「さればこそ、たゞ人にはあらざりけり。仏などの^(三)變じてありき給にや」とおぼしけり。こと人の目には、唯聖ひとりして食とのみ見えければ、いと／＼あさましき事に思けり。

さて、出て行程に、四条の北なる小路に、ゑどをまる。此しりに具したるもの、しちらしたれば、たゞ墨のやうに、くろきゑどを、ひまもなく、はる／＼としちらしたれば、げすなども、きたながりて、その小路を糞の小路と付たりけるを、「御門聞かせ給て、「その四条の南をば、なにといふ」と問せ給ければ、「綾小路となん申」と申ければ、「さらば、是をば錦小路といへかし。あまり、きたなき名哉」と仰られけるよりしてぞ、錦小路とはいひける。

應余任宮外諸司諸家需請當落事

歷今在宮外詩可謂家擅一派嘗賦詩

壅水浸途宜仰勞司咸俾修營不責引流水於家內唯禁露汙穢於牆外仍

諸司諸家。或穿垣引水。或置桶通水。

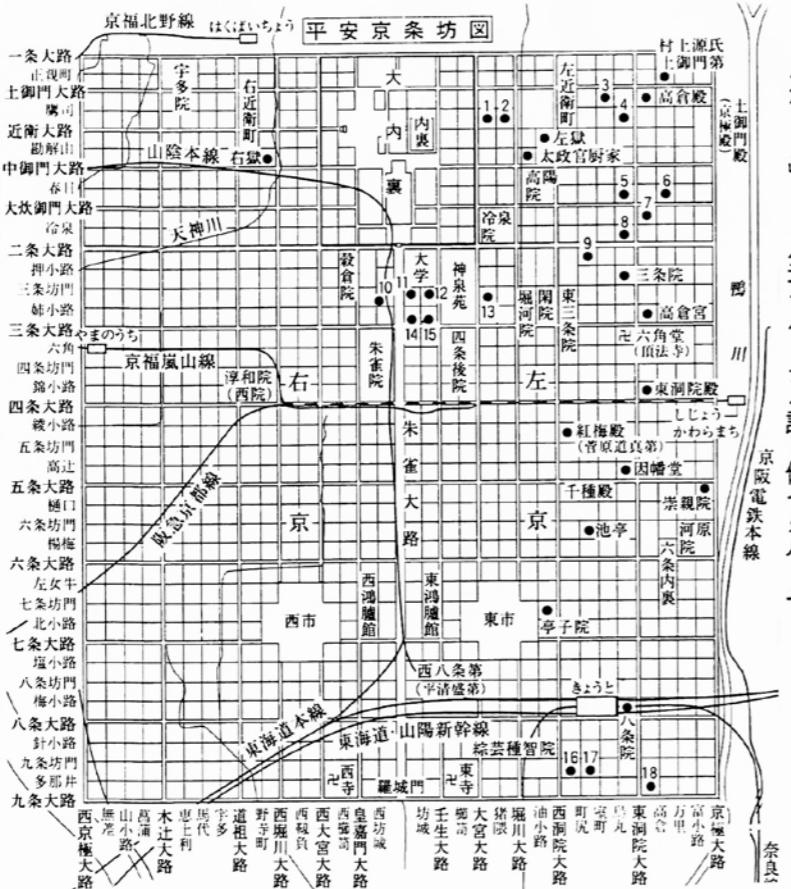
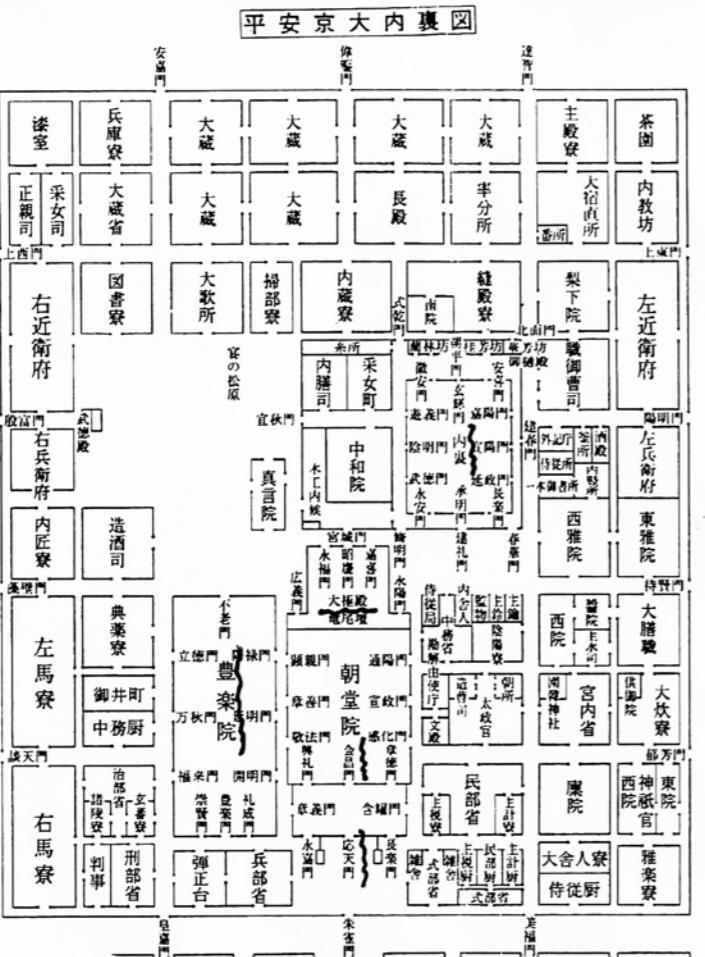
今昔、西ノ京辺ニ住ム者有ケリ。父ハ失テ、年老タル母獨ナム有ケル。男子二
人有ケルガ、兄ハ、人ノ侍ナドニテ被住ケリ。弟ハ、比數ノ山ノ僧ニテナム有ケ
ル。

而ル間、其ノ重キ病ヲ受テ日来煩ケレバ、二人ノ子皆羸テ西ノ京ノ家ニ有テ、繚ケルニ、母少シ病減氣有ケレバ、弟ノ僧、三条京極ノ辺ニ、師ノ有ケル所ヘトテ行ニケリ。

而ル間、其ノ母ノ病尚発テ、可死ク思エケレバ、兄ノ男ハ副テ有ケルニ、母ノ云
ク、「我レ、必ズ死ナムトス。此ノ僧ヲ見テ死ナバヤ」ト。兄此レヲ聞クト云ヘド
モ、既ニ夜ニハ成ヌ、従者ハ無シ、三条京極ノ辺ハ遙也。「何ガハ可為カラム。明
旦ニコソハ呼ニ遣ハサメ」ト云ケレバ、母、「我レ、今夜ヲ可過キ心地不思エズ。
彼レヲ不見テ死ナバ、極テ口惜カリナム」ト云テ、力無ク術無氣ナル氣色ニ哭ケレ
バ、兄、「然許思治ニテハ、糸安キ事也、夜半也トモ、命ヲ不顧ズ呼ニ罷ナム」ト云

思フニ、何カニ奇異アリスク怖シカリケム。然レドモ、「其レハ定メテ狐ナドノ所為ニ
コソハ有ラメトゾ人云ケルトナム語リ云ヘタルトヤ。

云テ、前三筋語ヲ持テ只独リ出テ、内野通ニ行ケルニ、夜打深更テ、冬比ノ事ナレバ、風打吹テ怖シキ事無限シ。暗ノ比ニテ、何ニモ物不見エズ。応天門ト会昌門トノ間ヲ通ケルニ、奇異ク怖カリケレドモ、思ヒ念ジテ過ヌ。
彼ノ僧ノ房ニ行着テ、弟ノ僧ヲ尋ヌルニ、其ノ僧、今朝山ヘ登ニケレバ、亦、程モ無ク走り返ルニ、初ノ如ク応天門ト会昌門トノ間ヲ通ケルニ、前ノ度ヨリモ増テ怖カリケレバ、忽テ走リ過ケルニ、応天門ノ上ノ層ヲ見上タレバ、真サヲニ光ル物有リ。暗ケレバ何物トモ不見エヌ程ニ、噦ヲ頻ニシテナム、カヽト咲ケル。頭モ太リテ死ヌル心地シケレドモ、狐ニコソハ有ラメト思ヒ念ジテ過テ、西様ヘ行ケルニ、豊樂院ノ北ノ野ニ、田ナル物ノ光ル有ケリ。其レヲナム、鳴ル箭ヲ以テ射タリケレバ、射散スト見ケレバ失ニケリ。然テナム、西ノ京ノ家ニ夜半許ニ返リ着タリケル。其ノ怖シト思ケル氣ニヤ、日來温テナム病ケル。



凡部內百姓出棄病人者。五位以上取名奏聞。六位以下不論。蔭贖決杖一百。其職司知而不糺。及條令坊長隣保相隱不告。並與同罪。

凡朱雀大路放飼馬牛。繫充職中雜事。隨其主來。即加決罰。放免。凡京中不聽營水田。但大小路邊及卑濕之地。聽殖水葱芹蓮之類。不得。因此廣溝迫路。凡京中路邊病者。孤子。仰九箇條令。其所見所遇。隨便必令取送施藥院及東西悲田院。

一可、京中道橋京職加監臨、諸家當路家主酒掃事。

一可、停止北京中人領、不居在家、好新作道路企畫所上事。

一可、京中道橋京職加監臨、諸家當路家主酒掃事。

一可、禁制弃病者孤子於京中路邊事。

應收養路頭爲病者事。

右左大臣宣奉勅如聞。頃者京中病者多臥路頭無人收養誰救其命。宜仰左右京職官人分頭卒坊令等每條巡檢取置便所及隨檢非違使看督等取送同共收養者兩職兼知依宣行之其食法大男大女日各米一升鹽一夕滓醬一合小男小女日各米六合鹽五撮滓醬五夕但米用以義倉料鹽滓醬請

自大膳職鋪設請自掃部察衣服古幔請自大膳省事緣濟民不得疎略。

左中辨紀朝臣

延長八年二月十三日

今井物語(ハ)九三△

東小女与狗昨合互死語第二十

今昔□國、□ノ郡ニ住ケル人有ケリ。其家ニ、年十一二歳許有女ノ童ヲ仕ヒケリ。亦、其隣ニ住ケル人ノ許ニ、白キ狗ヲ銅ケルガ、何ナルコトニカ有ケン、此女ノ童ダニ見ユレバ、此狗「昨懸リテ敵」シケリ。

然レバ、亦、女ノ童モ此狗ダニ見ユレバ、打ントノミシケレバ、此ヲ見人モ極シ怪ビ思ケル程ニ、女ノ童、身ニ病ヲ受テケリ。世ノ中心地ニテ有ケルニヤ、日來

ヲ経ルマニ病重カリケレバ、主、此女ノ童ヲ外ニ出サント為ニ、女ノ童ノ云ク、「己ヲ人離タル所ニ被出ナバ、必ズ此狗ノ為ニ被殺ナントスル。病無クシテ人ノ見時ソラ、己ダニ見ユレバ、只昨懸ル。何況ヤ、人モ無キ所ニ、己重病ヲ受テ臥タラバ、必ズ被昨殺ナン。然レバ、此狗ノ知マジカラソニ出シ給ヘ」ト云ケレバ、主、現ニ然ル事也ト思テ、遠キ所ニ、物ナド皆括テ密ニ出シツ。「毎日ニ一二度ハ、必ズ人ヲ遣テ見セン」ト云誘ヘテ出シツ。

二九一

羅城門登上層見死人盜人語第十八

今昔、攝津ノ國辺ヨリ、盜セムガ為ニ京ニ上ケル男ノ、日ノ未ダ明カリケレバ、羅城門ノ下ニ立隱レテ立テリケルニ、朱雀ノ方ニ人重ク行ケレバ、人ノ静マルマテト思テ、門ノ下ニ待立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共ノ數来タル音ノシケレバ、「其レニ不見エジ」ト思テ、門ノ上層ニ和ラ搔ヅリ登タリケルニ、見レバ火第二燃シタリ。

盜人、怪ト思テ連子ヨリ臨ケレバ、若キ女ノ死テ臥タル有リ。其ノ枕上ニ火ヲ燃シテ、年極ク老タル顔ノ白髮白キガ、其ノ死人ノ枕上ニ居テ、死人ノ髮ヲカナグリ抜キ取ル也ケリ。

盜人、此レヲ見ルニ心モ不得ネバ、「此レハ若シ鬼ニヤ有ラム」ト思テ怖ケレドモ、「若シ死人ニテモゾ有ル。恐シテ試ム」ト思テ、和ラ戸ヲ開テ、刀ヲ抜テ、

凡皇都、謂天子所居也及道路謂公行之道路也側近並不得葬埋。

今井物語(ハ)九三△(七九七)

○是日勅山城國愛石葛野郡人每有死者便葬家側積習爲常今接近京師凶穢可避。

宜告國郡嚴加禁斷若有犯還移貢外國。

今井物語(ハ)九三△(八四二)

○甲戌勅左右京畿東西悲田並給科物令燒畠鳴田及鴨河原等國畠總五千五百餘頭。

今井物語(ハ)九三△(八七二)○廿八日辛未制定百姓葬送放牧之地其一處在山城國葛野郡五條荒木西里六條久受原里一處在紀伊郡十條下石原西外里十一條下佐比里十二條上佐比里勅曰伴寺河原是百姓葬送并放牧之地也而愚昧之輩不知其意競好占營專失人便湧令國司屢加巡檢勿令耕營犯則有法焉

○廿三日癸丑淳和太皇后崩(中崩)時春秋七十太后慈仁天至善物在勅收拾東西京弄兒孤孩給之乳母多所養育。

貞觀九年二月七日右少史大春日安永仰云右少弁藤原朝臣千乘傳宣右大臣宣京中諸人捨男兒於道路頭遂爲大烏見害喫是卽職吏之不治人民之不仁宜檢非違使每見此事召當條領并町長等重加

勘當・俾送居施藥院・准其狀・必申之官者

卷之二十一

貧女棄子取賣女語 第四十三

今昔、何レノ時ニカ有ケム、女御ニテ御ケル人ノ御許ニ、童ニテ候ケル人ノ、若クシテ形チ美麗ニ、有様微妙クシテ、極タル色好ニテ、人ニ被愛ナドシテ有ケルガ、長ビテハ人ノ許ニ乳母シテナム有ケル。其養ヒ子ハ僧ニテ貴クテゾ有ケル。其ノ乳母年老テ後ハ、道心有テ、法花経ヲ読奉ケリ。亦、万ノ講ヲ聞キ行ナム。

シケル。
而ル間、講ニ參テ返ケル道ニ、雨ノ痛ウ降ケレバ、人ノ門ニ立入テ雨ノ止ヲ待ツ
程ニ、其ノ門ノ内ニ荒タル壺臺立タル所ニ、女房ノ有ガ極ク泣ケレバ、此ノ人、
「何ナル事ノ有テ泣キ給フゾ」ト問ケレバ、泣ク女、「去年ノ子ト、今年ノ子ト二
人持テ侍ルガ、身ハ貧クシテ、乳母ハ否不取ズ。田舎ヘ人ノ將行カムト仕ルニ、子

近日世間多道路無小兒，大路天下飢餓所致歟。

卷之三

ハ二人有リ。可為キ様モ無ク侘シケレバ、「一人ヲバ棄テム」ト思フニ、□悲キ也」ト云フヲ聞テ、哀レニ思テ、「然ラバ一人ヲバ我レニ得サセ給ヘ」ト云ヘバ、「糸喜シキ事也」ト云テ、取セテケレバ、取テ返テ此ヲ養フニ、此ノ人、「此ハ云ツレドモ、乳母ノ無キ事ヲ何ニセム」ト侘シク思テ、我ガ不張ヌ乳ヲ終夜吸スレバ、侘シカリケルマヽニ、「我ガ年來読奉ル所ノ法花經助ヶ給ヘ。我レ偏ニ慈悲ヲ發シテ取り養フ子也。乳張メ給ヘ」ト、心ヲ至シテ念ジケレバ、此ノ人、子産絶テ二十五年ニ成タリケルニ、盛ノ時ノ如ク、其ノ乳俄ニ張テ泛ケレバ、思ノ如ク其ノ兒ヲ養ケリ。

「此ル希有ニ哀ナル事ナム有ル」ト其ノ人ノ語ケルヲ、聞繼テ皆人貴ビ哀ムテ、此ク語リ云ヘタルトヤ。

○四日丁亥天陰雨

有機疑才。仍上卿暫不參入內裏令問機由。其璣左近衛府中將曹司西門。月來橘光子命婦寄居。件光子者。今上乳母。其曹下女早朝起見大三四頭喫死童。其童有骨上并頭無手足。于時命婦候殿上。彼曹人參內申其由。則命婦奏聞事由。仍藏人左衛門少尉平善理蒙仰召。左近衛府生下仲秀。被尋問件事。仲秀申云。彼曹下女申云。自初夜有犬囂之聲云々。但今所遺者只頭而已。又其遺有五寸許骨三枚。并腹骨之端少々。其所之草皆踏伏也。然則若自初夜喫全體死人歟。又近曹厨家雜人云。厨下女依病出遣之後。其身死去。其子年十歲許之女童。日來無所依止。不選厨邊。每日乞物。然間忤童逐日憔悴。稍見死相。仍昨逐出之後。猶留內教坊之南門。至于今朝不見。件童疑者。若件童夜中入來死臥。爲大被喫乎云々。

○廿四日乙巳天晴。休也午後天陰小雨降。今日左右看督長才被宣旨。京中路頭擇借房覆蓋。出置病人。或乘空車。或令人運送藥王寺云々。然而死亡者多滿路頭。往還過客掩鼻過之。烏犬飽食骸骨塞巷。

使也。山科使伊陟卿。柏原後山科道頼卿。後田邑村上懷忠卿也。是皆被祈申疫病事也。

言藤原公季卿。源時中卿。同伊陟卿。參議藤原懷忠卿參著左近陣座。今日臨時御讀經結願也。又被定以
明勘申所被修也。又去三月以後依疫癘病死之輩不知幾千。雖有種々祈禱似無其應。路頭死人伏骸
連々也。

○廿四日乙亥。疾病不止。京中外國。病臣。

○四日甲申。權大納言藤原伊周卿參著左仗座。余

○十六日丙申。今日妖言。疫神可横行。都人士女不可出行云々。仍上卿以下至于庶民。閉門戶。無

安葬北野船岡上，先屈僧侶，令誦仁王經。城中之伶人獻音樂，會集之男女不知幾千人。捧幣帛者，老少滿街衢。一日之內事了。還此於山澗，自彼還放難波海云。此事非公家之定，鄙人筆記於後也。

○四月六日。關白道隆依病
出家。^{十一}日薨。○廿七日。右大臣道兼爲關白。○五月八日。關白右大臣道兼薨。」今日。左大臣重信同薨。歟。」四
五月之間。疫疾殊盛。納言已上薨者八人。關白道隆。道兼。左大臣重信。大納言濟時。朝光。道賴。中納言保

光伊涉等也。又四位五位侍臣并六十余人。至子七月漸散。

異管抄

正暦五年、長徳元年ツヽキテ、大疫癪ヲコリテ、都鄙ノ人多ク死ニケリ。中ニモ長徳元年ニ、八人マテ人ノウセタル事ムカシモ今モナキ事ナレハ、尤アサヤカニシルシ侍ルヘシ。

ナキ事ナレハ、尤アサヤカニシルシ侍ルヘシ。

大納言朝光

前左大將、三月廿八日、年四

關白道隆

四十日、

大納言左大將濟時

五十廿三日、

關白右大臣道兼、未大將、五月八日、廿四

左大臣源重信
中納言保光
大納言道頼
中納言右衛門督源伊陟

同日、七十日、四

二男也十山一井日、大廿、親桃

十一月、日、明三、親桃

九月、日、王園

十一月、日、子中

九月、日、ト關ナ納

云白リ宣

